

## 公益社団法人大阪精神神経科診療所協会「精神科医療研究助成事業」 に関する規定

- 第1条（趣 旨）本規定は、公益社団法人大阪精神科診療所協会（以下、「本会」という）定款第4条第3項に基づき授与する精神科医療研究助成事業について定める。
- 第2条（対 象）地域精神科医療に携わる個人又は団体による地域精神科医療・外来精神科医療の発展に寄与する調査および研究などに対して授与される。
- 第3条（選 考）選考は、本会学術委員会及び外部委員により構成される選考委員会において行なう。
- 第4条（募 集）候補者募集は、本会理事会の議を経て、大精診誌、大精診HPなどの広報により行なう。
- 第5条（応 募）応募者は、所定の申請書を本会に提出する。募集期間は毎年9月1日より11月末日までとする。
- 第6条（決 定）学術委員会は、選考の経過ならびに結果について理事会に付議し、助成対象者を決定、総会にて報告する。
- 第7条（授 与）年間3件を限度として選考するものとする。1件あたり20万円の奨励金を交付する。
- 第8条（授与対象者）助成を受けた者は、その業績について翌年度または翌々年度の大精診誌への投稿、および、新年伝達講習会（2月開催予定）にて発表をおこなうこととし、10月末までに事務局に報告書を提出する。府医に応募したものについては、府医医学会総会での演題発表もおこなうものとする。

- 附則 本規定は平成26年9月1日より施行する。  
但し平成26年度においては、下記の通りとする。  
募集期間 平成26年9月1日～10月30日  
決定期日 平成26年11月18日理事会  
事業期間 決定日から平成28年3月31日
- 附則 本規定は令和2年9月1日より施行する。